

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
中川歯科医院	中川 徹	菊池郡菊陽町津久礼石坂 2205-1	平成14年9月30日
平田歯科医院	平田 親生	菊池郡菊陽町津久礼 3600-57	平成14年9月30日

〔薬局〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
山田薬局	山田 好子	水俣市桜井町 2-1-39	平成14年9月30日
有限会社發陳堂薬局	有限会社發陳堂薬局	鹿本郡植木町植木 186	平成14年9月24日

熊本県告示第1004号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項及び第8項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成13年熊本県告示第1078号）を次のとおり変更したので公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成15年1月1日から施行する。

平成14年12月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため協定制（法第13条の協定制をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

平成15年1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成15年1月から同年12月まで 若干

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項